

## 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(当法人主催の講師謝金)

第1条 理事及び監事（以下「役員等」という。）が、一般社団法人居住支援全国ネットワーク（以下、「当法人」という。）の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、移動に要した旅費に加えて1回につき1万円乃至5万円を講師謝金として支払うことができる。支払金額は、講演会等の内容、専門性、講演時間等を総合考慮し、代表理事が定める。

(共催の講師謝金)

第2条 役員等が、当法人が他団体等と共催する講演会等の講師を務めるときは、他団体等からの謝金等は当法人が受領するものとする。この場合において当法人は、役員に対し、第1条に準じて謝金および移動に要した旅費を支払うことができる。

(その他の講演会の講師謝金)

第3条 役員等が、当法人に対する他団体等からの依頼による講演会等の講師を務めるときは、他団体等からの謝金等は法人が受領するものとする。この場合において当法人は、役員に対し、第1条に準じて謝金および移動に要した旅費を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第4条 役員等が、当法人の発行する機関誌、書籍その他の発行物につき執筆したときは、原稿400字あたり1千円乃至4千円の範囲内で執筆謝金を支払うことができる。支払金額は、執筆物の内容、専門性、文量等を総合考慮し、代表理事が定める。

(改正)

第5条 この規則の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年11月28日から施行する。(平成29年11月28日設立総会議決)